

Title	ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	シルクロード学研究. 2000, 10, p. 160-170
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/88458">https://hdl.handle.net/11094/88458</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

### 3. ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって

荒川正晴

今世紀初頭より、トルファンのカラ=ホージャ（高昌故城）およびヤール=ホト（交河故城）周辺では、これら両故城に隣接して広がる古墓群において、断続的ながらも発掘作業が続けられてきた。その結果、多くの発掘墳墓より、漢文の墓表・墓誌が様々な遺物とともに発見されている。両古墓群より発見された墓表や墓誌は、総計300点以上に達しており、時代的に見れば、3～8世紀に及ぶ<sup>(1)</sup>。なかでも6～7世紀前半の麴氏高昌国時代の墓表が圧倒的に多く、7世紀後半～8世紀半ばの西州都督府時代の墓誌が、これに次いでいる。

最近でも、新疆文物考古研究所と早稲田大学との共同発掘調査により、ヤールホト漢人古墓群より、1994年の試掘で1点、さらに1995年の発掘作業において2点、1996年度の発掘で2点、合計5点の墓表と墓誌が出土した<sup>(2)</sup>。本報告では、これら新出の墓表・墓誌の写真と録文を提示し、併せてそれらが当地域の歴史および考古研究において、どのような意義をもつものなのかを簡略ながら指摘しておく。

#### 1 新発見の墓表・墓誌史料

まずは、新たに出土した墓表・墓誌の録文を以下に掲げておく。

①E-IV-d-3（黄文弼の溝西区、辛埜）出土・・・

4	3	2	1
墓 辛 氏 之 墓 表	荷 子 春 秋 卅 有 八 喪 於	戊 戌 朔 十 三 日 辛 亥 字	延 昌 十 八 年 戊 戌 歲 二 月

麴氏高昌国、延昌18（578）年

墨書 32.2(天地)×31.8(幅)×3.9(厚)cm

②E-IV-d-2（黄文弼の溝西区、辛埜）出土・・・

麴氏高昌国、延昌26（586）年

朱書 31.0×30.6×3.5cm

7	6	5	4	3	2	1
五 辛 氏 之 墓 表	患 殯 喪 春 秋 五 十 有	參 軍 於 交 河 埤 遇	府 省 事 後 遷 中 兵	卅 日 丙 午 初 鎮 西	歲 十 一 月 朔 丁 丑	延 昌 廿 六 年 丙 午

③J-VIII-c-3（溝南区、張埜）出土・・・

延昌26（586）年

墨書 31.0×31.0×4.0cm

4	3	2	1
之 墓 表	春 秋 七 十 七 張 元 尊	月 戊 申 朔 寢 疾 卒	□ <sub>(歲)</sub> 昌 廿 六 季 <sub>(年)</sub> 丙 午 歲 十

④D-IV-f-2（黄文弼の溝西区）出土・・・

5	4	3	2	1
范? 氏 之 墓 表		□	□ <sub>(歲)</sub> □ <sub>(日)</sub> 月 十 三 日 以 前	□ <sub>(歲)</sub> □ <sub>(日)</sub> 廿 九 年 己 酉

麴氏高昌国、延昌29 (589) 年

朱書 34.0×34.0×4.0cm

⑤B-III-c-10 (黄文弼の溝西区、張埜) 出土・

唐西州、咸亨5 (674) 年

墨書 35.5×35.0×4.1cm

9	8	7	6	5	4	3	2	1
咸	伏	与	無	世	□	西	戊	維
亨	惟	捕 <sup>蒲</sup>	常	為	妻	州	朔	大
五	尚	柳	於	四	唐	交	五	唐
年	嚮	而	淨	蛇 <sup>蛇</sup>	氏	河	月	咸
五		先	國	莽	早	縣	庚	亨
月		彫	何	逐	粟	人	戌	五
四		鳴	其	二	生	前	四	年
日		呼	竹	鼠	知	錄	日	歲
記		哀	栢	相	託	事	癸	次
		哉		推	於	張	丑	
				一旦	人	歛		

以上①～⑤の録文のうち、⑤のそれについては、近時、邱陵氏が「交河新出土唐張歛□妻唐氏墓表釈読訂正」『西域研究』1998-1、62-63頁において、発掘当初に倉卒に作成された「中間報告書」（1996年8月発行）に載せた筆者の録文をいち早く取り上げられ訂正を施されているので、以下にコメントを加えておきたい。まず筆者の当初の録文に対して、同氏が移録の誤りと指摘されたのは、次の五点である。

- (a) 5行目・上から5文字目の「奔」→「莽」（邱陵氏による訂正、以下同じ）
- (b) 同行・上から8文字目の「擧」→「鼠」
- (c) 同行・上から10文字目の「推」→「摧」
- (d) 同行・上から12文字目の「亘」→「一旦」
- (e) 7行目・上から2文字目の「捕」→「樛」

(a)…確かに字体そのものは「莽」であり、釈読としては同氏が指摘されるように「莽」字を採用すべきである。ただし「莽逐」という表現は、いささか奇異な印象をもつ。四蛇が草むらより追いかけることを意味するのであろうか。筆者が当初、これを「奔逐」としたのは、「追いかける（追逐）」という意味をもつ、きわめて一般的な漢語「奔逐」が頭にあっ

たからである。本来、「莽逐」であったのか、「奔逐」と書くはずが「莽逐」となったのか、何れとも断じがたい。

(b)…「鼠」の文字については、既に調査帰国後（1996年9月）にいち早く東野治之氏よりご教示戴いていた。同氏からは、万葉集巻五にのせる山上憶良の挽歌序に「二鼠四蛇」の句が見えており、これが人命の無常迅速なるを表現していることを併せてお教え戴いた。その後、1997年6月22日に行われた「シルクロード国際研究集会—日中共同交河故城城南墓地発掘調査の成果—」（於早稲田大学）では、この釈読に基づいて研究報告を行っている（当日配布された資料中に録文を載せておいた）。「中間報告書」でも、1996年9月の時点で既に訂正を行っている。

(c)…「推」を「摧」と改める必要は全くないと考えられる。それは、「二鼠相推」とは、『周易』卷十八、繫辭下に「日月相推而明生焉、…寒暑相推而歳成焉。」とあることに基づいた表現であるからである。ちなみに「二鼠」とは、「日月」あるいは「昼夜」を喩えたものである。

(d)…録文原稿からの単純なワープロ打ち込みミスであり、言うまでもなく「一旦」である。もちろん前掲の「シルクロード国際研究集会—日中共同交河故城城南墓地発掘調査の成果—」でも、これを訂正している。「中間報告書」でも、1996年9月の時点で既に訂正を行っている。

(e)…邱陵氏は指摘されていないが、『世説新語』上卷之上、言語第二に「誰謂松竹与蒲柳而先彫。」とあることに基づいたものであろう。トルファンでは、この表現は好まれたらしく、アスターナ出土（Ast. 09）の「唐永隆二年（六八一）西州高昌県張相歛墓誌銘」の一節に、この「誰謂松竹与蒲柳而先彫。」が見えている（A. Stein, Innermost Asia, vol. III, London, 1928, plates LXXV）。ここでは、明らかに「蒲」字が用いられている。これらのことから、⑤の墓誌も「蒲」であることが求められよう。であれば、邱陵氏のように「樛」という字を敢えて創出するのは適当とは思えず、字形から判断して「蒲」字の音通である「捕」字が用いられていたと考える

方が妥当であろう。

さて上掲①～⑤の墓表・墓誌が出土した墳墓のヤールホト古墓群全体の中での位置は、図1に示した通りである。これらの墳墓は、黄文弼が区分命名した「溝西区」と「溝南区」双方に跨っており<sup>(3)</sup>、墳墓の数はきわめて少ないものの、ヤールホト古墓群の端から端までをおさえている。

またこれらの墓表・墓誌のうち、最も年代が遡るのが、①の麴氏高昌国の年号を有する延昌十八年（五七八）の墓表で、最も年代が降るのが、⑤の唐の年号を有する咸亨五年（六七四）の墓誌である。このことから、時代的にも、ヤールホト漢人古墓群の中心をなす、麴氏高昌国期と西州交河県期とをカヴァーしていると言えよう。

## 2 ヤールホト古墓群における漢人墓葬域の形成と墓表の出現

トルファン盆地のうち、ヤールホト地域を中心とする西半部は、5世紀の半ばまで、いわゆる車師族が車師前王国を建て、東のカラホージャを中心とした漢族もしくは漢化した諸勢力と相対し、その独立を保持していた。こうした情勢が崩れたのが、北涼政権の末裔である沮渠安周がトルファンへ落ち延びるとともに、車師前王国を破ってトルファン盆地を統一した承平八（四五〇）年のことである。これを

機に、ヤールホト地域への漢人入植がはじめて開始されることになる。

このことは同時に、5世紀中葉以降、車師人にかわり、ヤールホト墓葬域、なかでも黄文弼の言う「溝西区」「溝南区」において、漢人がネクロポリス（墓葬域）の形成を始めたことを意味している。

ただし、このヤールホトに漢人が墓葬域を造営し始めたといっても、すぐに墓表が埋納されたわけではなく、それが認められるのは麴氏高昌国の三代目の王・麴堅の時代以降のことである。このことは、ヤールホト古墓群より出土した墓表の年代を通覧することによって確認できる。以下に、黄文弼氏が発掘したヤールホト古墓群出土の墓表を高昌国の年号ごとにまとめ、その点数を示しておく<sup>(4)</sup>。

これを見ればわかるように、麴氏高昌国の章和年間を遡る墓表は一点も出土しておらず、新出の墓表も、このことを確認するものである。

白須浄眞氏によれば、章和年間は、王家・麴氏を頂点として麴氏高昌国の実質的な国家基盤が確立した時期であり、さらにこの時期を画して、トルファン盆地における墓制・葬制が画一化の方向に進み、アスターナ・カラホージャ古墓群では、次に掲げるような状況（Ⅰ～Ⅴ）を見ることができるようになるという<sup>(5)</sup>。

### Ⅰ. 墓表の作成と規格・文面の画一化

### Ⅱ. 塋域の石欄（石囲い、enclosure）の形成<sup>(6)</sup>

	王名	元号	墓表・墓誌数（前掲墓表・墓誌分は除く）
1	麴嘉	承平（1～8）／502～509 義熙（1～16）／510～525	0 0
2	麴光	甘露？（1～5）／526～530	0
3	麴堅	章和（1～18）／531～548	2
4	麴玄喜	永平（1～2）／549～550	1
5	麴□□	和平（1～4）／551～554	2
6	麴寶茂	建昌（1～6）／555～560	6
7	麴乾固	延昌（1～41）／561～601	5 2
8	麴伯雅	延和（1～12）／602～613	1 0
	□□□	義和（1～6）／614～619	6
9	麴文泰	重光（1～4）／620～623 延壽（1～17）／624～640	3 1 9
10	麴智盛	／640	

### Ⅲ. 木棺葬の消滅ないし減少

### Ⅳ. 随葬衣物疏の作成と文面の画一化

### Ⅴ. 伏羲女媧図の埋納

ヤールホト古墓群では、Ⅲ～Ⅴの点については、そもそもこれら遺物の出土例が皆無に近い（ただし伏羲女媧図だけは、「溝南区」より一件だけ出土したことが黄文弼により簡単に報告されている<sup>(7)</sup>）ため、本古墓群でこれらを埋納する風習があったかどうかさえわからないが、Ⅰについては、新出の墓表がすべて、塋で作られていること、またその形が方形で前掲の①～④を通して31～34cmであることから、これまでに発見されている麴氏高昌国時代の墓表の規格と基本的に相違するところはない。また文面に関しても大きく異なる部分はなく、あらためて麴氏高昌国時代に創出された画一的な墓表が、「溝西区」「溝南区」全体に埋納されていたことを知る。

またⅡについては、既に述べたように今回の調査において明らかに章和年間を遡ると推定されるものはなかった。参考までに、既存の黄文弼の報告書（『陶集』）から、「溝西区」および「溝南区」における石欄を有する同姓墓群の墳墓で、年代が確定できるものうち最も年代が遡るものを掲げると次のようになる。このうち、下線部を施した墳墓は、この墳墓の塋域内における位置から見て、その造築年代が石欄の造営時期とほぼ一致する

#### （溝西区）

- 〔麴塋〕 建昌4年(558) 麴那婁白阿度及女 (『陶集』455頁)
- 〔張塋〕 延昌12年(572) 張阿口 (『陶集』456頁)
- 〔麴塋〕 延昌17年(577) 麴謙友 (『陶集』444頁)
- 〔史塋〕 延昌5年(565) 史祐孝 (『陶集』445頁)
- 〔汜塋〕 和平2年(552) 汜紹和及夫人張氏 (『陶集』445頁)
- 〔趙塋〕 建昌元年(555) 趙榮宗夫人韓氏 (『陶集』446頁)
- 〔畫塋〕 章和16年(546) 畫承 (『陶集』447頁)
- 〔田塋〕 永平元年(549) 田元初 (『陶集』447頁)
- 〔孟塋〕 和平4年(554) 孟宣宗 (『陶集』447頁)
- 〔曹塋〕 延昌37年(597) 曹智茂 (『陶集』448頁)
- 〔蘇塋〕 延昌22年(582) 蘇玄勝妻賈氏 (『陶集』448頁)
- 〔衛塋〕 延昌33年(593) 衛孝恭妻袁氏 (『陶集』449頁)
- 〔羅塋〕 延壽13年(636) 羅氏妻太景 (『陶集』449頁)
- 〔袁塋〕 延昌9年(569) 袁穆寅妻和氏 (『陶集』449頁)
- 〔唐塋〕 延昌13年(573) 唐忠賢妻高氏 (『陶集』450頁)
- 〔馬塋〕 延昌21年(581) 馬阿卷 (『陶集』452頁)
- 〔劉塋〕 延昌27年(587) 劉氏 (『陶集』453頁)
- 〔王塋〕 延昌5年(565) 王阿和 (『陶集』453頁)
- 〔索塋〕 延昌3年(563) 索演孫 (『陶集』453頁)
- 〔汜塋〕 竟和18年(548) 汜露岳 (『陶集』454頁)
- 〔任塋〕 建昌2年(556) 任叔達妻袁氏 (『陶集』454頁)

#### （溝南区）

- 〔索塋〕 延昌7年(567) 索守豬妻賈氏 (『陶集』457頁)

と推定されるものを指す。

これによって、少なくとも「溝西区」においては、麴氏高昌国の章和年間には塋域を示す石欄が出現したことがうかがえるとともに、「溝南区」でも遅くとも延昌年間には、それが見られたことが知られる。後者の点については、新出の③の墓表の発見により裏付けられるとともに、このことはまた麴氏高昌国の章和年間から遅くとも延昌年間（6世紀後半）までのほぼ半世紀間に、溝西地区のほぼ北端（実際には西端）より、溝南地区のほぼ南端（実際には東端）に至るまで、塋域の石欄と墓表を伴う交河漢人層の墓群が、三道溝と四道溝に挟まれた台地全体にわたって形成されたことを示唆していよう。

## 3 ヤールホト古墓群における身分・階層差による墓葬域の区別

麴氏高昌国においては、墓表は原則として官人ク

ラスだけが遺し得たものであり、そのためこれは、官人身分、即ち士人階層の身分を示す表象の一つとなっていた<sup>(8)</sup>。即ち、ヤールホト古墓群に埋葬された人々は、同国における士人階層に属し、同古墓群は、基本的に鎮西交河公府・交河郡の地方官を歴代に亘り輩出した、交河地方の豪族等のための墓域となっていたのである<sup>(9)</sup>。

前掲①～⑤の墓表・墓誌五点を出土した墳墓は、こうしたヤールホト古墓群（溝西区・溝南区）の中において、それぞれ北端部・中央部・南端部に位置しているが、ヤールホト古墓群におけるこれらの墓域の位置は、それぞれ埋葬された士人たちの間に認められる階層的な差異にも関連しているように思われる。

まず⑤の墓誌は、溝西区の北端（西端）域に造営される張瑩内墳墓より出土したが、この瑩域からは既に黄文弼が墳墓二基を発掘し、それぞれの墳墓から（A）「高昌延昌十二年（五七二）張阿□墓表」（朱書、九行）と（B）「高昌延昌二年（五六二）張氏墓表」（朱書、五行）を獲得している（図1参照）。これらの銘文は、次に掲げる通りである。

（A）

- 1 延昌十二年歲御壽星
- 2 望舒建於星記下旬九
- 3 日々維丙辰新除鎮西
- 4 府散望將□□省事又
- 5 轉<sup>(漢中)</sup>□□兵參軍復遷為
- 6 戸曹司馬字阿□春秋
- 7 七十咸一原出敦煌功
- 8 曹後也靈柩葬題文於
- 9 墓張氏之墓表者也

（録文／『博集』46-47頁）

（B）

- 1 延昌<sup>(二)</sup>□年壬午歲四月□<sup>(朔)</sup>
- 2 庚子十<sup>(七)</sup>□□庚戌鎮西府
- 3 省事後□功曹寢疾
- 4 卒春秋□十八<sup>(有)</sup>葬於
- 5 西陵張氏□□表<sup>(之墓)</sup>

（録文／『博集』44頁、写真／図版10、98頁）

これらの墓表から、この張瑩に葬られた一族が、敦煌の名族張氏の末裔と称していたこと、さらに（A）の張阿□は、鎮西府散望將→省事→中兵參軍と官を転遷し、最後には交河郡において最高官たる司馬官にまで昇りつめたことが知られる。

またこの張瑩に隣接して造営された麴瑩には、麴彈那夫妻の墳墓が造築されているが、同墓出土の墓表（墨書）には、

（C）

- 1 延昌十七<sup>(年)</sup>季丁酉歲七月壬申朔
- 2 鎮西府帶閣主簿遷兵曹司馬
- 3 追贈高昌兵部司馬字彈那
- 4 春秋六十九寢疾卒夫人敦煌張氏
- 5 麴氏之墓表

（録文／『博集』49頁、写真／図版23、111頁）

と見ており、この麴彈那が敦煌張氏出身の夫人を娶っていることがわかる。隣接した瑩域の位置関係も考慮すれば、両氏は姻戚関係にあったと推測される。さらに興味深いのは、この麴彈那は、交河郡の司馬クラスを越えて、高昌国の中央官たる兵部司馬を追贈されていることであり、交河郡・鎮西府に仕えた地方官人としては破格的な扱いを受けていた。

同じく溝西区の北端（西端）域には、麴瑩がさらに一つ造営されているが、そこに埋葬された麴懷祭も中央官を授けられていた。彼の墳墓から出土した墓表（朱書）には次のように記されている。

（D）

- 1 延昌卅一年辛亥三
- 2 月朔壬午九日庚寅新除
- 3 交河中兵參軍轉遷客曹
- 4 司馬更遷倉部司馬追
- 5 贈倉部長史金城
- 6 麴懷祭之墓表

（録文／『博集』54頁、写真／図版33、121頁）

この墓表から、麴懷祭は実際に中央の高昌都城に倉部司馬として赴任したようであり、追贈官としては麴彈那よりもさらに高く倉部長史を贈られていたことが知られる。さらに注目されるのは、この瑩域に葬られる交河郡麴氏が高昌国の王族麴氏と同じく金城を郡望とすることで、その例外的な中央への任

官から見ても、おそらくはこの麴氏は王族麴氏に連なるものであったと考えられる。

このことから、追贈とは言え中央官に就いた麴彈那が属す麴氏も、王族麴氏に連なるものと見るのが妥当であろう。その姻戚関係にある張氏との関係も、王族麴氏が張氏と密接な婚姻関係を結んでいたことと関連する可能性がある。

この他にも、溝西区の北端（西端）域には、先の麴懷祭が属す麴塋の麴慶瑜が交河郡の田曹司馬に任官し（『埤集』63頁）、さらにこの麴塋と婚姻関係にあったと思われる史塋の史祐孝<図1-(e)>は、交河郡の田曹司馬に就いた後、中央の高昌司馬の官を追贈されている（『埤集』101頁）。

以上から、この溝西区の北端（西端）域は、中央（高昌都城）および地方（交河郡）の司馬クラスの官職に昇り得る有力豪族層の墓葬域となっていたと見られる。

これに対して①・②・④の墓表は、溝西区の中央部に造営される墳墓より出土している。この一帯から出土する墓表の特徴として注目されるのは、その墓主の任官は、最高で各曹・録事の参軍どまりであり、溝西区の北端（西端）域とは異なり、司馬に昇るものは皆無であったことである<sup>(10)</sup>。このことから、溝西区の中央部は、地方（交河郡）の参軍クラス以下の官職を得る、中・小豪族層の墓葬域となっていたと見られる。

さらに、③の墓表は、溝南区の墳墓（J-VIII-c-3、張塋）より出土し、この墳墓は同区域の中でも最東端部に造営されている。墓表の内容からは、溝南区の墓葬域と溝西区・中央部のそれとの性格の相違を想定するのは困難であり、同様に中・小豪族層の墓葬域であったと推測されるが、ただ注意されるのは③が、高昌国の官職・追贈を得た形跡のない墓表であったことである。もちろん前掲①・②・④の墓表を出した溝西区・中央部の塋域（E-IV-d、溝西区・辛塋等）でも、①のように高昌官人として仕官せず、没後追贈もされていない例は認められる。ただし、③が出土した張塋は、全部で5基の墳墓が発掘されたものの、墓表の埋納は、5基のうち一つの墳墓のみであった可能性がある<sup>(11)</sup>。あるいは溝

南区の最東端域は、高昌国において、貧官も得るまでに到らなかった庶人新興層もしくは弱小没落豪族等の墓域となっていた可能性も考えられる。

## 4 西州交河県の麴氏・張氏

唐西州時代に属す⑤の墓誌は、黄文弼が既に発掘した、先に掲げた当地の有力豪族であった張氏の塋域より出土したものであるが、黄文弼が獲得した墓表が麴氏高昌国時代のものだけであったので、今回の発掘により、同塋の張氏が麴氏高昌国滅亡後、唐西州時代にどのような立場に置かれたのか確認できることになった。

まず、唐が高昌国を征服した後、それまでの交河地方の豪族は、その多くは西州交河県を本貫とする百姓（白丁、交河県民）となっていたものと見られる。一部には、折衝府の軍官に就くものもいるが、それも継続性がない不安定なものであったことが指摘されている<sup>(12)</sup>。つまり、ヤールホト古墓群は、高昌国の士人の墓葬域からその大半が唐の庶人の墓葬域へと転換したことになる。ただしこうした状況のなかでも、麴氏高昌国時代に交河地方の最有力豪族として存在した張氏は、依然として一定の優遇された立場にあったことがうかがえる。

即ち、張塋より出土した⑤の墓誌によると、本被葬者について「西州交河縣の人、前の録事の張歡□」と記されており、本塋の張歡□が録事に任官していたことが知られる。銘文に「前」とあるものの、これが西州府設置以前の麴氏高昌国時代の官職を指しているわけではないことは明らかである。なぜならば、もし麴氏高昌国時代の官職であれば、墓誌にはすべて「偽」と明記されるからである<sup>(13)</sup>。とすれば、これは西州交河縣の録事であったと認めざるを得ない。県の録事は、唐の県における文書行政において枢要な実務を担っており、官（流内官）品の無い胥吏（雑任）とは言え、唐においては、実質的に県の行政を支える胥吏の中でも比較的高い地位にあったと見られる。

またロシアのペテルスブルク所蔵の文書（唐龍朔二年（六六二）九月書写『妙法蓮華經』第十の奥書）

の一節には、「今有交河縣主簿麴明倫、割捨資財、為亡妣寫妙法蓮華經一部。」とあり、県において録事の上司で文書行政を統轄する主簿となっていた交河県の麴明倫の存在を伝えている<sup>(14)</sup>。先に見たようにヤールホト地域にあっても、麴氏は最も有力な一族となっており、この主簿の地位に就いていた麴氏も、そうした麴氏一族に連なる人物であったと見られる。録事に任じていた張歡□と同様に、前掲のヤールホト古墓群・溝西区の北端（西端）域に造営された麴塋に埋葬されていた可能性は高い。

この録事・主簿は、現在確認できる墓誌で判断する限り、この両氏を除きヤールホト古墓群に埋葬された旧土人層で就任していた例は皆無である。このことからすれば、トルファンが大唐帝国の支配下に組み込まれ、独立オアシス国家から唐の直轄州県へと大きくその政治・社会・経済的状况を変化させてゆくなかにあっても、溝西区の北端（西端）域に埋葬されていた張氏一族や麴氏一族などは、胥吏とは言え在地社会においては依然として一定の地位を唐によって保証されていたことをうかがわせる。

## 5 墓誌に見える浄土思想

今回出土した西州時期に係る⑤の墓誌は、これまでに紹介されてきたそれには見られない、ユニークな内容を有していることに注目される。即ち、本墓誌には「一旦無常、生於淨国」なる表現が用いられており、浄土信仰というものが唐支配期のトルファンにおいても広まっていたことをうかがわせる。もちろん浄土信仰そのものは、西州以前の麴氏高昌国でも、王族においては既に見られ、そのことは「麴斌造寺碑」<sup>(15)</sup>や高昌国の滅亡直前に書かれた「高昌王女写維摩詰經」題記（スタイン2838号）などから知られる。したがって、先の表現が一つの墓誌に見出される点のみをもって、唐支配期にトルファンで浄土信仰が普及していったことを指摘するのは困難である。

そこで、当地の冥界観、なかでも在地豪族層で形成されていたそれを糸口として、唐西州期の墓誌において何故にこうした表現が用いられるにいたった

のか、以下、簡略ながら検討を加えておきたい。

この地の冥界観については、先ず随葬衣物疏に付された呪術文言が、六世紀はじめにトルファンに建国した麴氏高昌国の士階層の人々のそれについて、その一端を教えてくれる。その表現は書式として定型化したものではあるが、ここでは被葬者の多くは「仏弟子」と表明され、彼らが生前「仏の五戒を持ち、専ら十善を修めた」ことが記されている。こうした彼らの冥界への旅立ちは、この呪術文言では、まず「大徳比丘」が冥界の神である「五道大神」に対して、故人が「五道」を自由に通行できるように依頼することから始まる。白須浄眞氏によれば、この「五道大神」に対する依頼文そのものの作成と保証を行っていたのが、「李堅固」「張定度」といった神仙であった。そして「五道大神」はこの依頼を受けると、「五道」を「逕涉（経涉）」する（わたる）ことを認可する判辞を下すことになり、故人はこれで安全に冥界へ旅立てるというわけである<sup>(16)</sup>。この「五道大神」については、同時期の中国内地におけるそれと併せて検討しなければならないが、ただ呪術文言全体を通して見ても、この「五道」なるものが、いわゆる地獄・餓鬼・畜生・人・天を指すものなのか、単に方角としての五方を指すのか、はたまたそれ以外のものなのか、判断することはかなり困難である。麴氏高昌国において麴氏王家を中心とした鎮護国家的な仏教信仰が盛んであったことは、ここに立ち寄った玄奘の報告からもよく知られているが、少なくとも、この国における「仏弟子」たる土人が実際に信じた冥界は、中国内地の漢人と同様に、いわゆる儒・仏・道、三教が複雑に絡まった上に構築されていたと見るべきであろう<sup>(17)</sup>。

また、この随葬衣物疏は、こうした冥界への通行証としての性格から、被葬者の衣服の内など、最も遺体に密着して納められていた。高昌国時代には、このほか邪気を払う呪符的な働きもある『孝経』<sup>(18)</sup>も、被葬者に近接して納められていたものと考えられ、被葬者は、随葬衣物疏とともに、これを伴って冥界に渡る場合もあったのである<sup>(19)</sup>。

ところが、やがて高昌国が滅亡して貞観十四年（六四〇）にトルファンが唐の支配下に置かれると、



先に掲げた随葬衣物疏は消滅し、かわって功德疏・功德牒が作成・埋納されるようになる。このことは、単にオアシス独立国家が消滅したというだけでなく、それまで保持していた人々の冥界観までもが影響されていったことを意味している。即ち、唐支配下において作成・埋納されるようになる功德疏・功德牒には、それまでの随葬衣物疏に見られた冥界の神である「五道大神」はまったく現れず、かわって浄土への往生を願う故人が、生前、如何に「写経・誦経・布施」等の功德を積んだかを記すなど、浄土信仰というものが明らかに反映されている<sup>(20)</sup>。このことは、七世紀の唐支配時代になってから、トルファンに浄土信仰が一般に深く根を張り信仰されていったことを示唆している。つまり唐支配下における浄土信仰の広がり、唐がトルファンを直接的な支配下に組み込んだことと深く関係すると推測できよう。

こうした浄土信仰の深まりの結果として、前掲の⑤の墓誌に、「一旦無常、生於淨国」なる表現が登場したものと見られる。

さらにこの墓誌には、これまでの墓誌では確認することができなかった「二鼠」「四蛇」という表現も用いられているが、これは人命の無常迅速なることを表現した仏教経典（「賓頭盧突羅闍為優陀延王説法経」≪宋・天竺三蔵求那跋陀羅〈gūṇa bhadrā〉訳、『大正新修大蔵経』・32論集部・1690≫、「仏説譬喩経」≪大唐三蔵法師義浄訳、『大正新修大蔵経』・4本縁部 下・217≫）に基づくもので、「二鼠」（黑白二鼠）は昼夜あるいは日月にたとえられ、四蛇は四大（一切の物質を構成する四大要素）を表している。この仏教説話に見える「二鼠・四蛇」の譬喩は、東西世界に伝播し、東は六朝時代の中国より奈良朝の日本（『万葉集』巻五）へ、また西は中世ヨーロッパ（キリスト教聖者伝『バルラームとジョサファット〈Barlaam and Josaphat〉』寓訓の第四）へと伝わっていった<sup>(21)</sup>。

トルファンにおいて、この比喩表現が何れの時代に流入していたのかは詳らかではないが、これが「一旦無常、生於淨国」という表現と併せて見られることは、唐のトルファン支配にともなって中原仏教文化が当地に流入し、唐以前の儒・仏・道、三教

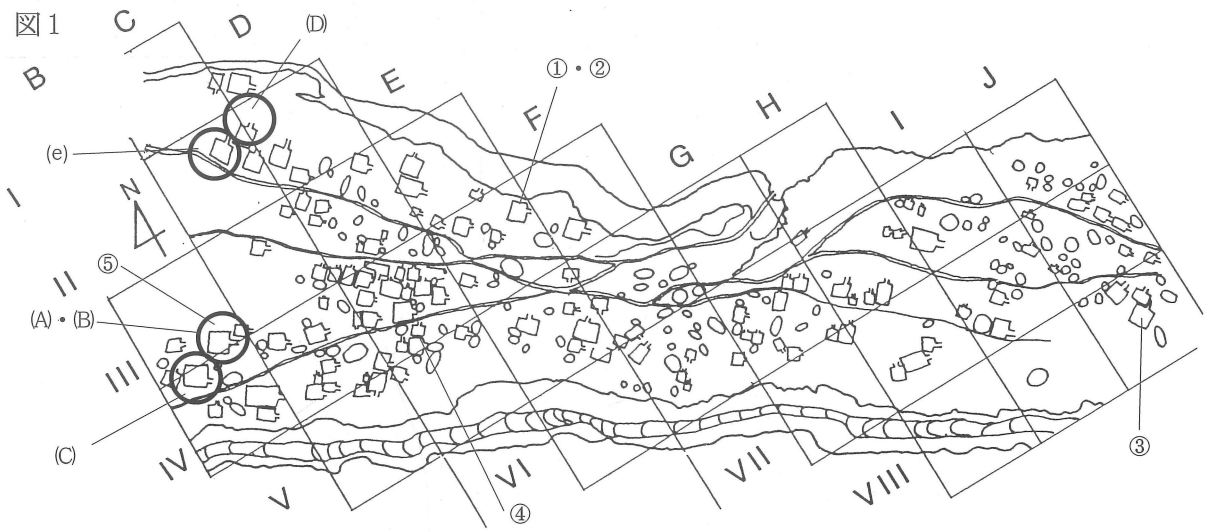
が複雑に絡んだ冥界観から、浄土の存在を強烈に意識してゆく時代への移行と密接に関連するものであった可能性を示唆している。

ただし唐支配以前においてトルファン漢人がもっていた冥界観が、浄土信仰が浸透してゆく中でどのように変容していったのか、またそれが唐の支配期を経て、後のトルコ化してゆく時代に継承されていく部分があったのか否か、詳しくは今後の検討に俟つほかない。

#### 注

- (1) 1994～1996年に出土したヤールホト古墓群の墓表・墓誌を除き、カラホージャ・アスターナ古墓群を含めたすべてのトルファン出土墓表・墓誌は、關尾史郎編「吐魯番出土漢文墓志索引稿（Ⅰ）－（Ⅲ）、補遺」『吐魯番出土文物研究会会報』86-88・103、1993・1995年によってリストアップされ、録文と図版の索引が作成されている。
- (2) 1994年と1995年の調査概要については、『中国新疆トルファン地区の総合的調査』（平成6～8年度文部省科学研究費補助金・国際学術研究中間報告書）1996年（以下、「中間報告書」と略称）・新疆文物考古研究所「1994年吐魯番交河故城溝西墓地発掘簡報」『新疆文物』1996-4、2-12頁・同「1995年吐魯番交河故城溝西墓地発掘簡報」同上、13-40頁を、また1996年度の調査については、新疆文物考古研究所「1996年新疆吐魯番交河故城溝西墓地漢晋墓葬発掘簡報」『考古』1997-9、46-54頁・同「新疆吐魯番交河故城溝西墓地麹氏高昌－唐西州時期墓葬1996年発掘簡報」同上、55-63頁を参照。
- (3) 黄文弼『高昌陶集』（西北科学考察団叢刊之一）1933年（『中国西北文献叢書』第七輯、『西北考古文献』第二卷、蘭州、1990年所収）（以下、『陶集』と略称し、頁数は『中国西北文献叢書』による）。ちなみに黄文弼氏の言う「溝北区」に存在する墓葬は、前漢時期にまで遡るものであり、車師族に関わるものであることは明白である。さらに近年、この「溝北区」に隣接する台地上とこれまで漢人墓しか確認できなかった「溝西区」に、車師族の王族クラスと思われる墳墓が存在することが明らかとなった。『文物報』1994年11月27日付けの「交河故城出土一批珍貴文物」および前掲「1996年新疆吐魯番交河故城溝西墓地漢晋墓葬発掘簡報」・『新疆維吾爾自治区 絲路考古珍品』上海訳文出版社、1998年、205-213、304-308頁等参照。
- (4) ここでは『陶集』・『高昌陶集』増訂本、北京、中国科学院・考古学特刊第二号、1951年（以下、『陶集』と略称する）および前掲注（1）の關尾氏のリストに基づいて作成した。また表中、章和年

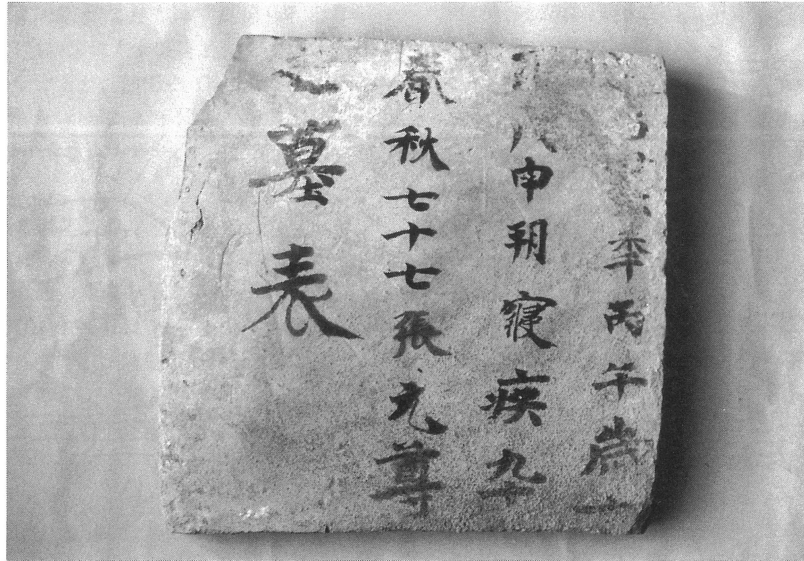
- 間については、『博集』などでは「高昌章和七年（五三七）十一月張歸宗婦人索氏墓表」をヤールホト・溝西区出土とするが、前掲の『陶集』（441頁）にこれがアスターナ・カラホージャ古墳群出土であることが報告されているので、ここではカウントしなかった。
- (5) 白須浄眞「アスターナ・カラホージャ古墳群の墳墓と墓表・墓誌とその編年（一）—三世紀から八世紀に亙る被葬者層の変遷をかねて—」『東洋史苑』34・35号、1990年、37—41頁。
- (6) 敦煌では、既に西晋十六国時期の墓葬域において、塋域を示す線欄（砂礫で塋域を示す）の跡が発見されている。甘肅省文物考古研究所『敦煌祁家灣西晋十六国墓葬發掘報告』文物出版社、1994年、5、8頁。トルファンの石欄を考えてゆく際に、敦煌のそれとの関係を如何に捉えるかは、今後の重要な検討課題となろう。
- (7) 『陶集』439頁。
- (8) 白須、前掲注（5）論文、29頁。同「トゥルファン古墳群の編年とトゥルファン支配者層の編年」『東方学』84、1992年、118頁。
- (9) 白須浄眞「高昌閩閩社会の研究—張氏を通じてみたその構造—」『史学雑誌』88—1、1979年、32—35頁。
- (10) ヤールホト古墳群の溝西区・中央部墓域に埋葬されたもので、交河郡の諸曹司馬に昇進した例は皆無であり、追贈を含めて例外なく、交河郡鎮西府の諸曹參軍・録事參軍どまりである。『陶集』『博集』所収の「雅爾湖溝西古墳塋分布図」および『博集』41—70頁参照。
- (11) 新疆文物考古研究所「1995年吐魯番交河故城溝西墓地發掘簡報」『新疆文物』1996—4、21—27頁。
- (12) 白須浄眞「唐代吐魯番の豪族—墓塋よりみた初期・西州占領策と残留豪族の考察を中心として—」『東洋史苑』9、1975年、49頁。
- (13) もちろん、唐西州時代の墓誌に記されるすべての官名に「前」字がつくわけではないが、「周神功二年（六九八）臘月范羔墓誌」に見える「前城主」はその例である。A.Stein, *Innermost Asia*, vol. IV, Oxford, 1928, pl.127 / L.Giles, *Chinese Inscriptions and Records*, in A.Stein ed., op. cit., Vol. II, p.1043.
- (14) SI 4bKr/71。本文書の存在と録文は、吉田豊氏よりご教示戴いた。
- (15) 黄文弼『吐魯番考古記』北京 中国科学院・考古学特刊第三号、1954年の「図59拓本」や池田温「高昌三碑略考」『三上次男博士喜寿記念論文集・歴史編』平凡社、1985年、108—114頁参照）
- (16) 白須浄眞「隨葬衣物疏付加文言（死人移書）の書式とその源流」『仏教史学研究』25—2、1983年、72—99頁。
- (17) 小田義久「吐魯番出土葬送儀禮關係文書の一考察」『東洋史苑』30・31、1988年、41—82頁ほか参照。
- (18) 巖耀中「魏氏高昌国時期的《孝經》与孝的觀念」『中華文史論叢』38、1986年、275—282頁。
- (19) ちなみに西州時代に降っても、埋納される目的で納められた文書のうち、出土状況が確認できるものは、何れも被葬者に近接して納められていた。例えば、左憧憲という高利貸しの墳墓に埋納された契約文書は、まとめられて被葬者の腋に置かれたり、またトルファンの名門・張氏一族の末裔、張無価の告身も広げて胸元に置かれていた。このうち契約文書に関しては、アメリカのハンセン女史がこれが埋納される意味について、先の左憧憲のそれに基づき次のように結論する。即ち、これら埋納された契約書は、現世ではその役割を終えているものの、冥界ではなお機能し得たものであり、現世では履行されなかった契約の実現を冥界において果たすために、冥界の法廷に提出する証拠書類としてこれらを埋納した、と。Valerie Hansen, *Negotiating Daily Life in Traditional China*, Yale University Press, 1995, p.229. 同（本間寛之訳注）「何故契約文書を墳墓に埋納したのか」『吐魯番出土文物研究会会報』108、6（636）頁。ただし、ハンセン女史は触れていないが、左憧憲の墓以外にも、埋納する目的で納められた契約文書が認められるが、そこには明らかに被葬者が契約の当事者になっていない（とは言ってもおそらくはその一族のものが関わっている）ものや、実物ではなく副葬用に作られた可能性があるものがあり、こちらは直ちに冥界の法廷に提出するためと判断できるわけではない。
- (20) 王素「吐魯番出土《功德疏》所見西州庶民的浄土信仰」『唐研究』1、1995年、11—35頁。ちなみに、この隨葬衣物疏と功德疏・功德牒との交代の時期を具体的に見るならば、高昌国滅亡後の十数年間、つまり永徽年間頃までは、書式は以前の衣物疏に則りながらも「五道大神」の名はまったく消失してしまい、そしてその後、咸亨年間頃に功德疏・功德牒（前掲の左憧憲の墓に納められた「唐咸亨四年（六七三）左憧憲生前功德及隨身錢物疏」は衣物疏から功德疏への過渡的な形態）が納められるようになる。
- (21) 板橋倫行「黑白二鼠譬喻譚」「奈良朝芸文に現われた「二鼠四蛇」」（『大仏造営から仏足石歌まで』せりか書房、1978年所収）、239—263頁参照。この文献の存在は、東野治之氏よりご教示賜った。あらためて謝意を表する次第である。



①



②



③



④



⑤